

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 57 年 3 月まで

私は、申立期間当時、A市B区にあった事業所に住み込みで勤務していた。年金制度の仕組みを知らなかったので、自分では国民年金の手続等をしておらず、母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと思うが、その母親は既に他界し、詳細についてはよく分からない。

しかし、当時、父親から、国民年金の未納保険料の一括請求書が実家に届き、慌てて請求金額をまとめて納付したということを知られた記憶があるので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日が昭和 58 年 4 月であること、及びA市の国民年金被保険者名簿の備考欄には「58. 4. 4」と記載されており、58 年 4 月 4 日に資格取得の届出又は住民票との突合を行ったと考えられることから、58 年 4 月頃に払い出されたものと推定されることから、申立人が 20 歳に到達した 56 年*月に遡って被保険者資格を取得したものと考えられ、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度保険料となるものの、納付することは可能である。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿には、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの納付記録欄に 58 年 8 月 19 日の日付印が押されていることから、当該期間の保険料を過年度納付したことが確認できることから、この過年度納付時点において、申立期間のうち、時効となった 56 年 5 月及び同年 6 月を除いた同年 7 月から 57 年 3 月までの保険料を納付することは可能である。

さらに、申立人が結婚するまでの国民年金保険料を納付したとする申立人

の両親は、国民年金制度の開始時期である昭和 36 年 4 月から、加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

私は、A社に勤務し、平成16年12月20日支給の賞与から厚生年金保険料を控除されたが、厚生年金保険の年金記録に反映されていないので、標準賞与額に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成16年源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

私は、A社に勤務し、平成16年12月20日支給の賞与から厚生年金保険料を控除されたが、厚生年金保険の年金記録に反映されていないので、標準賞与額に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成16年源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

私は、A社に勤務し、平成16年12月20日支給の賞与から厚生年金保険料を控除されたが、厚生年金保険の年金記録に反映されていないので、標準賞与額に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成16年源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

私は、A社に勤務し、平成16年12月20日支給の賞与から厚生年金保険料を控除されたが、厚生年金保険の年金記録に反映されていないので、標準賞与額に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成16年源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

私は、A社に勤務し、平成16年12月20日支給の賞与から厚生年金保険料を控除されたが、厚生年金保険の年金記録に反映されていないので、標準賞与額に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成16年源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 20 日

私は、A社に勤務し、平成16年12月20日支給の賞与から厚生年金保険料を控除されたが、厚生年金保険の年金記録に反映されていないので、標準賞与額に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成16年源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

私は、A社に勤務し、平成16年12月20日支給の賞与から厚生年金保険料を控除されたが、厚生年金保険の年金記録に反映されていないので、標準賞与額に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成16年源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

私は、A社に勤務し、平成16年12月20日支給の賞与から厚生年金保険料を控除されたが、厚生年金保険の年金記録に反映されていないので、標準賞与額に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成16年源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 1994

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支社における資格取得日に係る記録を昭和52年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月26日から同年4月1日まで

私は、昭和48年4月1日にA社B支社に入社以来、申立期間を含め継続して勤務した。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、これは、D専門学校（適用事業所は、A社本社）で1年間の就学を終え、B支社に異動した際の、申立事業所の事務処理上の誤りが原因と思われる。

同社から交付を受けた「退職証明書」にも、私が昭和48年4月1日から平成20年3月31日まで、同社に継続勤務していたことが明記されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「退職証明書」及び雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和52年3月26日に、同社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の昭和52年2月及び同年4月の社会保険事務所（当時）の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、申立人の資格取得日は昭和52

年4月1日と記載されていることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を11万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

私は、ねんきん定期便を見て平成19年12月の賞与の記載が無いことに気が付いた。勤務先のA社の社長に相談したら、賞与支払届の提出を忘れていたと説明があった。当時の給与明細書を見ても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準賞与額については、申立人が所持する賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履

行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成19年4月から20年8月までは30万円、同年9月は28万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正前の18万円とされていることから、当該記録を取り消し、19年4月及び同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは28万円、同年9月は30万円、同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月は26万円、20年1月は28万円、同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月1日から20年10月1日まで
② 平成17年8月12日
③ 平成19年12月20日
④ 平成20年12月20日

私は、平成17年4月16日から22年1月20日までA社に勤務していたが、ねんきん特別便を見ると、申立期間①について給与明細書の厚生年金保険料控除額とねんきん特別便に記載された標準報酬月額に相違があるので、保険料控除額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

また、申立期間②、③及び④について支給されたはずの賞与に係る年金記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間における標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①について、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年11月5日に、19年4月から20年8月までは30万円に、同年9月は28万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当初記録されていた18万円とされている。
しかしながら、申立期間①に係る給与明細書及び賃金台帳により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額（18万円）に基づく保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額については、平成19年4月及び同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは28万円、同年9月は30万円、同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月は26万円、20年1月は28万円、同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は28万円に訂正することが妥当である。
なお、申立人に係る申立期間①における厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額より低い標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。
- 3 申立期間③について、申立人は、賞与明細書により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。
また、申立人の当該期間の標準賞与額については、申立期間③に係る賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、3万円とすることが妥当である。
なお、申立人に係る申立期間③における厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間③に係る賞与の届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 4 一方、申立期間②については、申立事業所から提出された賞与振込データから、申立人に賞与が支給されていないことが確認できるほか、申立事業所は、「平成17年8月12日に申立人には賞与を支給していなかった。」と回答

している。

また、申立期間④については、賞与明細書から、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるほか、申立事業所は、「賞与明細書となっているが、一時手当金の意味合いで支給したことから、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

このほか、申立期間②及び④に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び④について申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 7 月 6 日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が低く記録されている。当時の給与の総支給額は 29 万 5,000 円であったので、正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 14 年 2 月及び同年 6 月の給与支給明細書により、申立人は、当該両月において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、申立人が給与支給明細書を保管していない平成 13 年 10 月から 14 年 1 月までの期間及び同年 3 月から同年 5 月までの期間については、申立人から提出された給与振込口座の給与振込額及び雇用保険被保険者離職票に記載された賃金額が 14 年 2 月及び同年 6 月における金額と同額又はほぼ同額となっていることが確認できることから、申立人は当該期間においても、その主張する標準報酬月額（30万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えられる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基

づく厚生年金保険料を除く。)の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られない上、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

広島厚生年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年6月7日に、資格喪失日に係る記録を49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和48年6月7日から49年1月1日まで

私は、申立期間当時にA社B支店のトンネル作業所に勤務したが、厚生年金保険の記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が名前を記憶している申立事業所の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する昭和48年分給与所得の源泉徴収票により、社会保険料2万3,846円が控除されていることが確認できるところ、当該金額を申立期間当時の厚生年金保険、国民健康保険組合及び雇用保険の保険料率等に基づいて検証すると、申立人の給与から標準報酬月額3万6,000円に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時、B支店において、厚生年金保険の加入手続の誤りがあり、社員に厚生年金保険の未加入期間が生じた。」と回答しており、申立人が名前を記憶している同僚3人について、申立期間を含む昭和46年から50年までの期間が厚生年金保険に未加入となっていることから、申立人についても、同様に加入手続の誤りがあったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前記の源泉徴収票に記載してある社会保険料額等から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は届出を行ったか否か不明と回答しているが、申立期間の健康保険厚生年金被保険者原票の整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年6月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年5月30日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月30日から同年5月30日まで

私は、A社B営業所に平成10年5月30日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が同年4月30日までしかなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合及び雇用保険の加入記録、並びに申立事業所のB営業所の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、当該営業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるが、オンライン記録により、平成10年5月1日に申立事業所が適用事業所でなくなった後の同年7月15日付で、同年4月30日に厚生年金保険の被保険者記録を喪失した旨の処理が遡って行われていることが確認できる。

また、前述のとおり、オンライン記録により、申立事業所は平成10年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録されているが、同事業所が加入していたC健康保険組合は、同事業所が適用事業所でなくなった日及び申立人の資格喪失日を同年5月30日と回答していること、及び申立期間当時の同僚の供述から、同事業所は、同年5月1日時点において、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）が同事業所の適用事業所でなくなった日を同年5月1日とする処理を行う合理的理由は見当たらない。

さらに、前述の同僚は「申立人は、申立事業所B営業所で営業補助事務を担当していた。また、社員の給与、社会保険事務は、Dの本社で一括して行っていた。」と供述していることから、B営業所に勤務していた申立人は社会保険事務に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該資格喪失処理を行う合理的理由は無く、有効な資格喪失処理とは認められないことから、申立人の資格喪失日に係る記録を平成10年5月30日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直前のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月4日から同年5月24日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者（A氏）における資格取得日に係る記録を同年4月4日に、資格喪失日に係る記録を同年5月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月4日から同年5月24日まで
② 昭和36年6月26日から同年8月1日まで
③ 昭和37年1月5日から同年1月17日まで
④ 昭和38年7月4日から同年9月1日まで

私が保管している船員手帳には、昭和31年4月4日から同年5月24日までではA氏所有のB丸に、36年6月26日から37年1月17日まではC社のD丸に、38年7月4日から39年5月28日まではE氏所有のF丸に、それぞれ乗船した記録があるにもかかわらず、申立期間①から④までの船員保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された船員手帳の記録により、当該期間において、A氏所有のB丸に乗船していたことが確認できる。

また、船舶安全法上、船舶が沿海区域を航行する場合、G職の乗務が義務付けられていることから、同区域に出漁していたB丸にもG職が乗務していたと考えられるところ、社会保険事務所（当時）が保管する船舶所有者のA氏に係る船員保険被保険者名簿によれば、申立期間①においてG職として被保険者資格を取得した者は見当たらない上、申立事業所において申立期間①当時、船員保険の加入記録のある複数の同僚は、年齢等からみて申立人とみられるG職が乗船していたと供述している。

さらに、当該同僚は、「事業所は、船員を船員保険に加入させていた。乗船していれば、船員保険に加入させていたはずである。」と供述している上、申立人及び船舶所有者が所属していた漁協の関係者は、「B丸が属するまき網船団には、一度の漁で40人程度の船員が乗船していた。」と供述しているところ、前述の船員保険被保険者名簿によれば、申立期間①に申立事業所で船員保険被保険者記録がある者が40人確認できることから、申立期間①当時、申立事業所では、乗船する全ての船員を船員保険に加入させていたものと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した船員手帳に「給与 10,000-」と記載されていることから、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は昭和31年8月31日に船員保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在は確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③について、C社の船員保険被保険者名簿を確認したが、当該期間において申立人の氏名は無く、健康保険番号の欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

また、D丸の所有者は既に死亡しており、当時の状況を聴取することができない上、申立人は同僚を記憶していないため、船員保険の加入記録のある同僚に照会したが、申立人を記憶している者はいないことから、申立期間②及び③当時の勤務実態等は確認できず、ほかに申立人の申立期間②及び③における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間④について、船舶所有者のH氏（登記簿上、F丸をE氏と共同所有）の船員保険被保険者名簿を確認したが、当該期間において申立人の氏名は無く、健康保険番号の欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

また、申立人は同僚を記憶していないため、船員保険の加入記録のある同僚に照会したが、「申立人がF丸に勤務していたことは覚えているが、勤務期間は分からない。」と供述しており、上記船舶所有者も所在が確認できな

いことから、申立期間④当時の勤務実態等が確認できず、ほかに申立人の申立期間④における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②、③及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年12月から46年2月まで

私がA事業所のB職であった時から、その後入社した事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和46年3月1日までの期間は、C町(現在は、D町)の実家の父親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料の納付をしてくれていたと思う。

父親は、当時から、私が20歳になったら国民年金に加入しておくと言っていたし、妹の国民年金保険料も納付したと言っていた。

妹は、国民年金の記録が無かったので、年金手帳を持参して社会保険事務所(当時)で確認したところ、納付済みであることが判明した。私は、当時の年金手帳は所持していないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の状況から昭和54年4月頃に払い出されたものと推定される上、申立人に係るC町の国民年金被保険者名簿には、資格取得欄に「54.5.1」、取得の別欄に「新」、受付欄に「54.6.1」と記載されていることが確認できることから、当該資格取得時点において申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、C町を管轄するE社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号払出管理簿により、昭和42年10月頃から48年6月頃までの間に払い出された国民年金手帳記号番号の被保険者の中に申立人の氏名は無いことから、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金保険料の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、年金手帳についても不明であるとしている上、申立人の加入手続き及び保険料納付を行っていたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立期間当時のこれらの状況は不明である。

加えて、オンライン記録により、申立人の妹は、申立期間を含む20歳到達

後の国民年金の加入記録は確認できないところ、申立期間後の昭和46年6月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から54年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から54年5月まで

A市信用組合を結婚のため退職後、昭和48年10月に帰化したので、A市役所で国民年金の加入手続を行い、オレンジ色の手帳の交付を受けた。

申立期間の保険料は、郵送された納付書で同市役所か近くの出張所で、また、B町（現在は、A市）に転居後は同町役場の窓口で納付した。加入時に交付された年金手帳は、B町に引っ越して同町役場で住民異動届を提出した際に、なぜか現在持っている2冊目の年金手帳と引き換えに回収された。申立期間の納付保険料の領収書は夫の会社に年末調整のため提出したので無いが、日記帳に当時、年末調整の国民年金保険料控除額を記したメモが残っており、申立期間が未加入期間とされているのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」欄に「昭和54年6月5日」と記載され、被保険者の種別欄には「任」と記載されていることが確認できる上、A市が保管する国民年金被保険者名簿の資格取得年月日欄に「54・6・5」、新・再の別欄に「新」、種類欄には「任」と記載されており、国民年金被保険者台帳においても、申立人は昭和54年6月5日に初めて国民年金に任意加入したことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料は送付された納付書により納付したとしているが、申立期間のうち昭和48年10月から49年7月までの間の保険料の納付方法は印紙検認方式であることから、申立人の主張する納付方法と相違する。

さらに、申立人は、帰化した昭和 48 年 10 月に A 市役所で国民年金の加入手続をしたとしているものの、当該手続を行った際にもらった用紙に記入したこと以外は何も覚えていないとしている上、加入後の保険料納付についても納付書が郵送されて来たということ以外に具体的な記憶は無く、加入手続及び保険料の納付に係る記憶が曖昧である。

加えて、申立人が昭和 53 年か 54 年のものだとして提出した日記帳に記された国民年金の保険料額は、昭和 56 年分の保険料に相当する額であることから、申立期間の保険料とは認め難い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月

私は結婚するため、A社を5年12月末に退職した際、B町(現在は、C市)役場に勤務していた父親が、同役場で私の国民年金の加入手続を行い、6年1月に同役場内にあったD銀行派出所で私の国民年金保険料を納付してくれた。

父親が保険料を納付してくれたので納付保険料額は分からないが、父親から、「退職から婚姻までの第1号被保険者となった1か月分の保険料に未納があってはいけない。」と強く言われたことを記憶しており、間違いなく申立期間の保険料は父親が納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が平成5年12月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、オンライン記録により申立人の基礎年金番号は、9年7月22日に、申立人が当時居住していたE市を管轄するE社会保険事務所(当時)において付番されていることが確認できる上、9年1月に導入された基礎年金番号は同年1月1日において加入している年金制度の記号番号が付番されることとされているところ、申立人の基礎年金番号は、申立人が結婚前に勤務していたA社での厚生年金保険被保険者記号番号が基礎年金番号として付番されており、申立人には、当該基礎年金番号付番時点において、国民年金手帳記号番号は払い出されていなかったと推認されることから、申立人の父親が、5年12月に国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

また、オンライン記録により申立人は基礎年金番号が付番された平成9年7月22日に、厚生年金保険の資格を喪失した5年12月31日に遡って国民年金

の第1号被保険者資格を取得するとともに、申立人の夫の被扶養者として認定された6年1月24日付けで第3号被保険者への種別変更処理が行われていることが確認できることから、当該基礎年金番号が付番され、種別変更処理が行われた時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人は、平成8年9月から住んでいたE市において、第3号被保険者に係る種別変更届を行っていなかったことが分ったため、夫の会社に第3号被保険者の種別変更に係る届出をしてもらったとしているが、そのことは、オンライン記録による種別変更処理日（平成9年7月22日）と符合している上、申立人がA社に勤務した際にF社会保険事務所（当時）において発行された年金手帳には、国民年金に係る記号番号及び初めて被保険者となった日は記載されておらず、国民年金の記録欄には、第3号被保険者としての資格取得日は、婚姻に伴う「平成6年1月24日」及び夫の転勤に伴う「平成8年6月15日」の両取得日が記載されているが、いずれの第3号被保険者資格取得に係る届出日も「平成9年7月9日」と記載され、それらは、オンライン記録と符合しており、当該事務処理に不自然さは見当たらない。

加えて、申立期間においてB町役場に勤務し、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は、同役場の国民年金課の担当者に口頭で申立人に係る国民年金被保険者名簿の作成を依頼し、手書きの納付書を一枚発行してもらったとしているが、年金手帳を受取った記憶は無いとしている上、申立期間において同町で申立人の国民年金被保険者名簿が作成された形跡は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年3月から同年12月まで

私は、平成元年3月頃にA市で国民年金の加入手続を行った。その際に、昭和62年3月から平成元年2月までの2年間(24か月)分の国民年金保険料20万円以上をまとめて同市B出張所で納付した。

しかし、申立期間が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の被保険者の記録から平成元年4月頃に払い出されたことが推認でき、当該払出しの時点で、申立期間の保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、オンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和63年1月から平成元年2月まで(14か月分)の過年度保険料(10万6,900円)を2年3月16日に納付していることが確認できるところ、当該納付日の時点において申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人が申立期間に係る保険料を納付したとすれば、当該過年度保険料とは別に納付したこととなり、申立人が主張する納付回数、納付時期及び納付金額と符合しない。

また、申立人は、申立期間の保険料をA市B出張所窓口で納付したとしているが、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された平成元年4月頃の時点においては、当該保険料は過年度保険料となるため、同市役所で納付することはできない。

さらに、申立人は、平成元年3月頃に、申立期間を含む昭和62年3月から平成元年2月まで(24か月分)の保険料(20万円以上)をまとめて納付したと主張しているところ、当該期間に係る保険料は18万6,000円であり、申立人が納付したとする保険料額と相違する。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から60年3月まで

私が昭和57年に結婚した頃に、市役所から二人の女性が訪ねて来て国民年金保険料の納付を勧められた。当時は、納付することが困難であったため、妻と二人で市役所に行き、一緒に免除申請の手続をした。

しかし、申立期間について、妻は免除の記録とされているのに、私の記録は免除の記録となっておらず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の結婚後における国民年金保険料の納付及び免除に係る記録は、申立期間を除き全て一致している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の加入者の状況から、平成元年4月頃にA市B区で払い出され、20歳到達時の昭和51年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが推認できるところ、免除申請の手続は、制度上、申立期間まで遡及して行うことはできない。

また、申立人の妻の手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号のうち、任意加入者の被保険者資格の取得日から判断して、昭和57年10月頃にA市C区で払い出され、同年1月に遡って被保険者資格を取得していることから、妻は、昭和57年度当初に遡って保険料免除が認められたことがうかがわれ、妻と一緒に免除申請の手続をしたとする申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人の年金手帳に記載されている住所地は、申立人が昭和62年4月以降に居住しているA市B区と記載されている上、申立期間に係る申請免除の記載は確認できないのに対し、申立人の妻の年金手帳に記載されている住所地は、申立人及びその妻が57年10月の結婚直後に居住していたA市D区と

記載され、同年4月から58年3月までの免除申請を同年2月10日に同市D区が受け付けていることが確認でき、この申立期間に係る申立人及びその妻の国民年金の記録は、オンライン記録と一致している。

このほかに申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年*月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年*月から5年3月まで

私が20歳になったとき、A市に住んでいた父親が、B市に住んでいた私の国民年金の加入手続をA市C区役所で行い、当時、私が学生だったため国民年金保険料の免除申請の手続もしてくれた。その後、平成8年頃に私がA市C区役所で免除期間の保険料を20万円から30万円ぐらい一括で納付した。しかし、申立期間の納付記録が無く、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入及び申請免除の手続について、「A市に住んでいた父親が同市C区役所で行ってくれた。」としているところ、申立人は、平成元年4月15日から5年3月31日までの間、B市に住民票を異動していたことが確認できることから、父親がA市C区役所で申立人に係る国民年金の加入及び免除申請の手続をすることはできない。

また、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入前であり、申立人が、2年*月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、その形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料の免除申請及び納付をすることはできない期間である。

さらに、申立人は、申立期間に申請免除の承認を受けたとしているが、平成2年度以前において免除申請ができるのは強制加入対象者であるところ、申立期間のうち平成2年*月から3年3月までは、申立人は学生で任意加入対象者であるため、制度上、保険料の免除申請をすることはできない上、申立人の加入手続及び免除申請を行ったとする父親は既に死亡しており、加入手続等の状況について聴取することができない。

加えて、申立人は、「一括納付した申立期間の申請免除に係る保険料額は、20万円から30万円ぐらいであった。」としているところ、当該保険料を一括で追納する場合、その保険料額は、平成7年度に納付した場合は約38万円、8年度に納付した場合は約40万円となり、申立人が主張する納付額と相違する上、その保険料を納付する際にお金を引き出したとする申立人の預貯金の通帳を見ても、当該保険料の納付を裏付ける形跡は見当たらない。

その上、申立人は、申立期間の保険料をA市C区役所で納付したとしているところ、過年度保険料は同市の窓口で納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月25日から同年11月20日まで

私は、昭和22年6月にB社からA社に異動すると言われて、同社C支店で働いた。

しかし、同社での厚生年金保険の加入記録は昭和22年11月20日からになっており、入社当初の5か月間の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A社C支店に勤務していたと申し立てていることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和22年5月21日及び同年11月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、連絡先が分かる同僚9人に照会した結果、6人から回答があったが、申立人について具体的に記憶している者はいなかった。

また、回答のあった6人のうち4人については、入社後1年余り経過後に厚生年金保険に加入した(1人)、又は回答した入社時期から1年程度遅れて厚生年金保険の加入記録がある(3人)ほか、申立人と同日にB社の被保険者資格を喪失し、申立事業所で被保険者資格を取得している同僚(1人)も申立人と同様に申立期間において被保険者記録が無いことなどから、申立事業所は、申立期間当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させず、入社後5か月から1年程度の後に加わらせていたことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶している同僚2人と同姓の者を申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認したが、当該2人は、いずれも死亡又は連絡先不明のため、申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

加えて、申立事業所に係る上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険の番号に欠番は無い上、申立事業所における申立期間当時の役員等の連絡先

は不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年頃から 29 年頃までの期間のうち夏の 1 か月
私は、時期ははっきり覚えていないが、15 歳から 17 歳の頃、夏休みの間に数年続けて、A 社にアルバイトとして勤務した。最初に勤めた年の夏休みには、採用 1 か月後に厚生年金保険被保険者証を受け取った覚えがあるので、その期間だけは厚生年金保険の加入記録が有るはずなのに、無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟及び複数の同僚の供述から、昭和 29 年頃の夏に、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、学校に在学中の夏休みの期間 1 か月のみ申立事業所でアルバイトとして勤務したとしていることから、厚生年金保険被保険者としての要件に該当していなかったと考えられる上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立人の勤務時期とは異なるものの申立事業所でアルバイトとして勤務したとする申立人の兄弟についても、当該勤務に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立事業所は既に解散しており、当時の事業主及び事務担当者は死亡又は連絡先不明のため申立人の勤務実態を確認できない上、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。